

1. 商 品 名	後見制度支援預金
2. 対象となる預金	普通預金（決済用預金を含む）
3. 販売対象	個人の方で、家庭裁判所より作成の指示を受けた方
4. 期 間	定めなし
5. 取扱店舗	<p>当行の下記 14 ヶ店にてお申込みいただけます。</p> <p>本店営業部、魚津支店、高岡支店、金沢支店、小松支店、七尾支店、福井支店、武生支店、敦賀支店、札幌支店、旭川支店、函館支店、釧路支店、帯広支店</p> <p>なお口座開設後の預入・払戻等の手続は口座開設店でのみ可能です。</p>
6. 口座開設方法	<p>下記をご準備いただき、家庭裁判所発行の「指示書」内容に基づいて開設いたします。</p> <p>① 家庭裁判所発行の「指示書」謄本（原本）</p> <p>② 後見人及び被後見人の方の本人確認書類（保険証、運転免許証等）</p> <p>③ 登記事項証明書（成年後見登記に関する証明書）（原本）</p> <p>④ 後見人の印鑑証明書（原本）</p> <p>⑤ 被後見人のご印鑑 口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。</p> <p>⑥ 後見人の実印</p>
7. 預 入	
(1) 預入方法	家庭裁判所発行の「指示書」の内容に基づき預入します。
(2) 預入金額	1 円以上
(3) 預入単位	1 円単位
8. 払戻方法	家庭裁判所発行の「指示書」に基づき払い戻します。
9. 利 息	
(1) 適用金利	毎日の店頭金利表示ボードに表示する利率を適用します。 (窓口へお問い合わせください。)
(2) 利払頻度	毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に支払います。
(3) 計算方法	毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした、1 年を 365 日とする日割計算
(4) 税 金	<p>・個人：20.315% [国税 15.315%、地方税 5%] の分離課税・マル優</p> <p>※国税の税率については、復興特別所得税が追加課税されることにより、平成 25 年(2013 年)1 月 1 日から令和 19 年(2037 年)12 月 31 日までの間は 15.315% となります。</p> <p>○決済用預金を選択された場合、付利されません。</p>
10. 手数料	口座開設時に口座開設手数料 11,000 円（税込）がかかります。
11. 中途解約時の取り扱い	中途解約時には、家庭裁判所発行の「指示書」に基づき解約します。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. 預金保険制度	本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者 1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)
14. その他	<p>(1)口座開設、入出金、定額自動送金、口座解約手続きが可能です。なお、すべての取引は後見人が行い、その際には家庭裁判所発行の指示書が必要です。</p> <p>(2)キャッシュカードは発行できません。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(3)給与・年金・配当金等の受取、公共料金・クレジット等の自動支払いには利用できません。</p> <p>(4)インターネットバンキングは使用できません。</p> <p>(5)総合口座、Web口座の取り扱いはできません。</p> |
|--|--|